

海外

米州諸国

◇米国政府、年央予算改訂見通し等を発表

米国政府は8月30日、85～90年度についての年央予算改訂見通しおよびその前提となる経済見通しを発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 85年度の実績見込み

85会計年度(84年10月～85年9月)の財政収支については、景気減速を反映して、歳入が7,360億ドル(前回<4月>見通し比△46億ドル)と前年度比+10.4%の伸びにとどまる一方、歳出は9,473億ドル(同△66億ドル)、同+11.2%の増加となることから、財政赤字は、△2,113億ドル(前回見通し△2,133億ドル)と前年度実績(△1,853億ドル)を大幅に上回り、既往最高に達する見込み(従来の最高額は、83年度の△2,078億ドル)。

米国の84～85年度歳出入実績・実績見込み

(単位・億ドル)

	84年度 (実績)	85年度(実績見込み)	
		4月改訂 見通し	2月予算 教書
歳入	6,665	7,360 (7,406)	(7,369)
歳出	8,518	9,473 (9,539)	(9,591)
財政赤字	△1,853	△2,113 (△2,133)	(△2,222)

(2) 86～90年度見通し

86年度の歳入は7,798億ドル、歳出は8月初の上・下両院の予算決議における歳出削減措置(①国防費支出の名目ベースでの凍結、②補助金の削減等)が織込まれ9,577億ドル、この結果財政赤字は、△1,778億ドルとなる見通し。

また、87年以降の財政赤字額については、国防費の削減を中心に歳出の伸びが歳入の伸びを下回るシナリオとなっていることから漸次減少傾向をたどり、90年には△177億ドルまで圧縮される見通し。

米国の86～90年度財政見通し

年度	歳出入、赤字額 (億ドル)			対G N P比率 (%)		
	歳入	歳出	財政赤字	歳入	歳出	財政赤字
86	7,798	9,577	△1,778	18.8	23.1	△4.3
87	8,501	9,894	△1,393	18.9	22.0	△3.1
88	9,370	10,368	△998	19.3	21.3	△2.0
89	10,159	10,695	△536	19.4	20.4	△1.0
90	10,920	11,097	△177	19.4	19.8	△0.3

(3) こうした予算改訂見通しの前提となる85、86年の米
国経済見通しをみると、85年の実質G N Pは前年比

米国の政府経済見通し

(()内は、上段が4月改訂見通し、下
段が2月予算教書見通し、単位・%)

		84年 (実績)	85年 (見通し)	86年 (見通し)
名目G N P	年平均対比	10.8	6.6 (7.9) (7.8)	8.5 (8.5) (8.5)
	年平均対比	6.8	2.7 (3.8) (3.9)	4.2 (4.1) (4.0)
実質G N P	第4四半期 対比	5.7	3.0 (3.9) (4.0)	4.0 (4.0) (4.0)
	年平均対比	3.8	3.8 (4.0) (3.8)	4.1 (4.2) (4.4)
G N P デフレーター	第4四半期 対比	3.6	4.0 (4.2) (4.3)	4.3 (4.3) (4.3)
	年平均対比	3.4	3.8 (3.7) (3.5)	4.2 (4.2) (4.3)
C P I 上昇率	第4四半期 対比	3.6	3.8 (3.7) (4.5)	4.3 (4.3) (4.3)
	年平均	7.4	7.1 (7.0) (7.0)	6.8 (6.9) (6.9)
失業率	第4四半期	7.1	7.0 (6.9) (7.0)	6.8 (6.8) (6.9)
	年平均	9.5	7.6 (8.1) (8.1)	7.5 (7.9) (7.9)

(注) 計数はすべて暦年ベース。失業率は軍人を含むベース。

C P I は都市部の賃金労働者世帯が対象。

+2.7%と前回見通し(+3.8%)比大幅下方改訂、86年については+4.2%(前回見通し+4.1%)の小幅上方改訂となっている。また、失業率(軍人を含むベース)は85年平均7.1%(同7.0%)、86年同6.8%(同6.9%)と緩やかな低下を予想。この間、物価上昇率(GNPデフレーター前年比)は85年+3.8%(同+4.0%)、86年+4.1%(同4.2%)の小幅上昇にとどまる見通し。金利水準(TB3ヵ月物)については、85、86年とも前回見通しに比べて下方改訂(84年9.5%→85年7.6%<前回見通し8.1%>→86年7.5%<同7.9%>)となっている。

なお、87~90年については、物価安定(GNPデフレーター87年+4.2%→90年+3.3%)および金利低下傾向(TB3ヵ月物同7.0%→5.0%)が続くなか、実質GNPは88年まで4%成長を維持したあと引き続き高目の成長を維持し(87年+4.0%→90年+3.6%)、この結果失業率は漸次低下傾向をたどる見通し(含む軍人、同6.6%→5.8%)となっている。

欧 州 諸 国

◇ブンデスバンク、公定歩合の引下げ等を決定

1. ブンデスバンクは8月15日の定例中央銀行理事会において公定歩合の引下げを含む以下の措置を決定、発表した。なお公定歩合の変更は84年6月29日の引上げ以来、また引下げは83年3月18日以来の措置である(それぞれ59年7月号、58年4月号「要録」参照)。

- (1) 公定歩合、ロンバート・レートをそれぞれ0.5%引下げ(公定歩合4.5%→4.0%、ロンバート・レート6.0%→5.5%)、8月16日より実施する。
- (2) 金融機関に対し売戻し条件付債券買オペを4.6%の固定金利でオファーする(従来は最低入札金利4.8%でオファー)。
- (3) 国内金融機関に対する買戻し条件付TB売オペレート(期間は原則として3日間)を0.2%引下げる(4.5→4.3%)。

2. 今次措置発表後行われたパウル総裁による趣旨説明の内容は以下のとおり。

- (1) 今回の公定歩合、ロンバート・レートの引下げは、ブンデスバンクがこれまでオペを通じて促進してきた市場金利の低下に平仄をあわせた措置であるが、同時にブンデスバンクが現在の状況下で金利の引下げが望

ましくかつ必要であると判断していることを明確に示したものである。ブンデスバンクとしては今次措置によってこのところやや下げ渋っている市中貸出金利が、低下に向かうことを期待している。

(2) 本措置は、現在著しい業況不振に陥っている建設業界に対してポジティブな効果を及ぼすとともに、西ドイツの最大の政治、経済問題である高失業に対しても好影響を与えるものと期待している。

(3) 今回利下げに踏切ることができたのは、物価安定の持続、対外収支の好転(85年の経常黒字は300億マルクを上回る見通し)、長期資本収支の改善、マネーサプライの落ち着き等によるものであり、これらはいずれも政府およびブンデスバンクが進めてきた安定化政策(Stabilitätspolitik)の成果であると考えられよう。ブンデスバンクとしては今後とも可能な限り高い経済成長を目指していく所存であるが、それは政府支出の増加や財政赤字の拡大によるのではなく民間需要の増加によって実現すべきであると考えている。

◇フランス、為替オプション取引の導入等を発表

1. フランス経済財政予算省は8月13日、為替オプション取引の導入および海外市場における外貨建有価証券オプション取引の規制緩和を実施する旨発表した(実施時期は通達により改めて発表する予定)。その概要は以下のとおり。

(1) 為替オプション取引の導入

イ. 銀行・非居住者間の取引

各銀行は海外のオプション市場において、非居住者との間で為替オプション取引を行うことができる(ただし、外貨に対するフランス・フラン売りオプション<プットオプション>の売却については不可)。

ロ. 銀行・居住者間の取引

各銀行は居住者との間で、次のようなオプション取引(すべてフランス・フラン対外貨間のみ)を行うことができる。

(イ) 銀行が売り方となる場合

- a. 輸入先物予約を許可された輸入業者^(注)に対するリスクカバーを目的とする対外貨フランス・フラン売りオプションの売却

(注) 輸入先物予約は一部品目(コーヒー、米、皮革等12品目)のみ、輸入契約上の決済日に応じ最長3ヵ月まで可(ただし、ECU建て決済は品目の如何に

かかわらず最長6か月まで可、60年4月号「要録」参照。

- b. 銀行以外の居住者に対する対外貨フランス・フラン買いオプションの売却

(ロ) 銀行が買い方となる場合

上記(イ)により締結されたオプション契約を取消すために居住者が売り方となるようなオプション取引。すなわち、a. 輸入先物予約を許可された輸入業者からの対外貨フランス・フラン売りオプションの買入((イ)aに対応)、b. 銀行以外の居住者からの対外貨フランス・フラン買いオプションの買入((イ)bに対応)。

ハ. 銀行間の取引

銀行間では売買すべてのオプション取引(外貨間およびフランス・フラン対外貨間)を行うことができる。

(2) 有価証券オプション取引の規制緩和

居住者は海外市場における外貨建有価証券オプション取引につき、従来は売りオプションの買入およびその契約を取消すための売りオプションの売却に限っていたが、今後は買いオプションの売買をも行うことができる。

2. 今次措置につき経済財政予算省は、「為替オプション取引の導入は輸出入業者の為替変動リスク回避を主たる狙いとしたものであり、一方有価証券オプション取引の規制緩和は居住者の海外市場におけるオプション取引の増加を狙った措置である。最近海外主要国においてオプション取引が認可されているが、今回の措置が相まってパリ金融市場の近代化に資することを期待する」旨コメントしている。

◇英蘭銀行、「監査法人の役割強化案」を公表

英蘭銀行は8月20日、銀行監督に関する「監査法人の役割強化案」を consultative paper として公表した。本案は、前月同じく英蘭銀行が公表した銀行監督体制強化案(「79年銀行法改正案」および「大口融資規制案」、60年8月号「要録」参照)に続くものであり、6月に議会に提出された「銀行監督に関する特別委員会報告」を具体化させたものである。本案の概要は以下のとおり。

(1) 監督当局と監査法人 (auditor) との関係強化の必要性

監督当局が監査法人と接触 (dialogue) を図ることは、現在法律等により原則として禁止されているが、

銀行監督制度強化のためには、今後法制面の改正を含めて両者の関係を制度的に確立・強化することが必要。ただし、それによって従来の個別銀行と監査法人との関係を損わないよう配慮する。

(2) 合同会議の開催

監督当局と監査法人との関係強化の一環として、両者は通常の場合、被監督銀行代表者の出席の下で合同会議を開催する。開催頻度は個別事情によって区々であるが、少なくとも年1回年次監査報告提出時には実施することとする。

(3) 監督当局・監査法人の責務

イ. 監督当局は監査法人から、年次監査完了後、個別銀行の監査報告書 (management letter) の提出を受けるほか、経営リスク管理システム、不良債権等の個別問題に関する追加的情報をも合わせて入手することができる。

ロ. 監督当局は監査法人に対して、監督の必要上、銀行から提出される計数・情報等の正確性、内容の妥当性等についてチェックすることを要請することができる。

ハ. 監督当局は監査法人に対して、特別調査を要請することができる。

ニ. 監査法人は、監督当局が銀行監督の必要上、銀行に対して発出した通牒類を入手することができる。

(4) 法制面での改正の必要性

上記のような監督当局と監査法人との関係強化を図るために法制面で次のような改正を行うことが必要。

イ. 英蘭銀行の守秘義務を定めた銀行法19条を緩和する。

ロ. 監督当局に対し、被監督銀行およびその監査法人から必要な情報を入手する法的権限を付与する。

ハ. 被監督銀行に対し、経営リスクを適切に管理するシステムを確立・維持することを法的に義務づける。

ニ. 監査法人に対し、銀行監督上有用と思われる情報等を英蘭銀行に提出することを法的に義務づける。

(5) 外銀支店の取扱い

外銀在英支店は、監査法人による監査を現在法的に義務づけられていないが、経営節度に関する報告書の諸計数については、英国所在の監査法人を指名し、それによるチェックを受けることとする。

(6) 監査法人の適格性

イ. 今後の銀行監督における監査法人の役割拡大、監

督当局との関係緊密化にかんがみ、監査法人の業務能力を高水準に維持することが肝要。このためにも、英蘭銀行としては、現在監査業務委員会 (Auditing Practices Committee) が検討している銀行監査業務に関するガイドラインの策定作業の進捗を希望する。

ロ、英蘭銀行が特定監査法人の質に問題ありと判断した場合には、当該監査法人を雇用している銀行は、新たな監査法人を指名するとともに、新監査法人について、英蘭銀行の承認を得ることが必要。

(7) 被監督銀行における監査委員会等の設置

英蘭銀行は、各行の自主的な内部監査機能充実のため、監査委員会 (audit committee) の設置や財務担当責任者 (finance director) の指名等を勧奨する。

◇オランダ銀行、公定歩合等を引下げ

1. オランダ銀行は8月15日、公定歩合等を0.5%引下げ(基準割引歩合5.5%→5.0%、債券担保貸付歩合6.0%→5.5%、約束手形割引歩合6.5%→6.0%)、翌16日から実施する旨発表した。同行の公定歩合等の変更は85年2月1日の引上げ(60年2月号「要録」参照)以来の措置である。

2. 今次措置につき市場筋では「オランダ・ギルダー相場がEMS内で堅調に推移している状況下、西ドイツが同日公定歩合の引下げを決定(本号「要録」別項参照)したことに歩調を合わせたもの」と受止められている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合等を引上げ

1. ベルギー中央銀行は7月31日、公定歩合および債券担保貸付金利をともに0.5%引上げ(各々9.5%→10.0%、10.0%→10.5%)、翌8月1日から実施する旨発表した。

同行は、本年5月に公定歩合操作方式を変更(TB3か月物レートを基準に弾力的に決定、60年6月号「要録」参照)して以来すでに4回にわたり小刻みな公定歩合の変更(引上げ1回引下げ3回、変更幅は導入時に1.25%引下げた以外はいずれも0.25%刻み)を行っているが、今次措置は引上げ幅が0.5%と大幅になっており、また同時にTBレートの引上げ(1か月物8.75%→9.25%、2か月物8.9%→9.25%、3か月物8.9%→9.5%)を行っている点の特徴である。

2. 今次措置につき同行では「7月のEMS通貨調整(60年8月号「要録」参照)以降目立ってきたベルギー・フランの軟化傾向に歯止めをかけるため、大幅な利上げ

に踏切ったものである」旨説明している。

◇オーストリア中央銀行、公定歩合を引下げ

1. オーストリア中央銀行は8月16日、公定歩合を0.5%引下げ(4.5%→4.0%)、8月19日から実施する旨決定した(ロンバート・レートは現行5.5%に据置き。また再割引枠およびロンバート貸付枠のそれぞれ70%を超える使用に対して適用される高率レートは従来どおり各レートの1%高)。なお、同行の公定歩合の変更は84年6月29日の引上げ(59年7月号「要録」参照)以来1年1か月振りの措置である。

2. 本措置に関し市場筋では、「15日に決定された西ドイツにおける公定歩合引下げ(本号「要録」別項参照)に追随したもの」と受止められている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、85年度補正予算を編成

韓国政府は8月10日、85年度(85年1月～12月)補正予算案(総額2,572億ウォン)を発表した(31日同国議会で可決成立)。発表にあたり政府首脳は、「本補正予算は、更年後の景気減速に対処して編成されたものであり、これにより社会福祉の充実が図られるとともに、本年の実質経済成長率が+0.3%ポイント程度引上げられよう」(申副首相兼経済企画院長官)と説明した。なお、本補正予算の財源は昨年度の剰余金(総額4,172億ウォン、租税の自然増収によるもの)から充当される(補正後の85年度予算規模12兆5,332億ウォン、前年度比+12.2%)。

韓国の1985年度補正予算歳出内訳

(単位・億ウォン)

社 会 福 祉 費	1,732
うち 地 方 道 路 拡 充 費	1,000
養 牛 農 家 補 助 費	175
低 所 得 者 補 助 費	154
主 要 建 設 事 業 費	700
うち 高 速 道 路 (ソウル・大田間) 建設費	400
キ ン ボ 国 際 空 港 建 設 費	200
そ の 他 共 計	2,572

◇台湾、景気対策を発表

台湾行政院は7月20日、經濟部および財政部が打出し

た景気浮揚策を承認、同月22日より実施した。今次措置の概要は以下のとおり。

(経済部関連)

- ① 工業用電力基本料金の引下げ(△20%、86年6月末まで実施)。
- ② 工業用および発電用燃料油の値下げ(1キロリットル当り各々△200元<△2.9%>、△100元<△1.4%>)。

(財政部関連)

- ① 機械設備の輸入関税納付期限の延長(最長86年6月まで)。
- ② 政府系銀行ローン(本年12月末までに返済期限到来のもの)の6ヵ月返済繰延べ可能。
- ③ 商業銀行と借入企業との既往締結済みの融資限度額・融資条件を86年6月まで現状のまま凍結。
- ④ 中小企業信用保証基金の積極的活用。
- ⑤ 不渡り手形の救済(当局の手形審査基準に適合したものに限り3ヵ月期限延長)。

◇台湾、外貨預金金利を自由化

台湾中央銀行は7月2日、地場および在台湾外国銀行に対する外貨預金の金利規制を撤廃する旨発表、8月8日より実施した。同行によれば本措置は、台湾における金融市場自由化の一環であり、地場および在台湾外国銀行間の競争を促進するために採られたものと説明されている(なお、従来外貨預金のうち米ドル建て預金の最高金利<年率>は6ヵ月物7.75%、1年物8.5%に設定)。

◇臺州、85/86年度予算案を発表

1. 臺州政府は8月20日、85/86年度(85年7月～86年6月)予算案を議会へ提出した。本予算案についてキーティング蔵相は、「民間主導型の順調な景気拡大が見込まれる状況下、歳出圧縮による財政赤字の削減を最優先とした」と説明している(財政赤字対名目GDP比、83年度4.3%→84年度3.3%→85年度2.1%)。

予算規模等は次のとおり。

—歳入は、景気の拡大と物価の上昇による販売税、法人・個人所得税の大幅増収などから、前年比+12.6%の高い伸びが見込まれる。なお、同国では今後(9月)税制改革案の発表が予定されているが、政府では「歳入に大きな影響を及ぼすものではない」(キーティング蔵相)としている。

—歳出は、国防、保健関係費や若年層失業対策の強化

に伴う教育費が比較的厚目に配分されているが、電気、ガス、水道関連設備投資の圧縮等により公益事業費が前年度以下に削減され、また最大の支出項目である社会福祉費も保護基準の見直し等により小幅の伸びに抑制されていることから、全体では前年比+8.4%と物価上昇率(見通し)並みの伸びとなっている。

—以上の結果、財政赤字幅は49億豪ドルと大幅に縮小の見通し(前年度67億豪ドル)。

2. なお、本予算と合わせ発表された本年度の経済見通しは以下のとおり。

- ① 実質GDP成長率…非農業部門の順調な伸び(+5%程度)に支えられ、+4.5%と前年度(+4.6%)並みの成長見込み。
- ② 消費者物価上昇率…本年1～4月の豪ドル下落に伴う輸入品の値上がりなどを織込み前年比+8%(前年度同+6.7%)に設定。
- ③ 賃金上昇率…現行の物価スライド制を前提に同+8%(85/1～3月同+5.9%)の見通し。
- ④ 経常収支…「豪ドル安の影響から改善を予想」(キーティング蔵相)。

臺州85/86年度予算案

(単位・百万豪ドル)

		84/85年度 実 績	85/86年度 予 算 案	前年度比 (%)
入	所 得 税	35,334	39,670	12.3
	関 税	2,987	3,279	7.8
	消 費 税	8,554	8,977	4.9
	販 売 税	4,966	6,000	20.8
	その他共合計	56,993	64,149	12.6
歳 出	国 防	5,941	6,535	10.0
	教 育	4,519	4,944	9.4
	保 健	6,114	6,701	9.6
	社 会 福 祉	17,833	19,077	7.0
	住 宅	1,328	1,397	5.2
	都市・地域開発	33	38	15.7
	文 化	757	849	12.2
	公 益 事 業	4,475	4,341	△ 3.0
	一 般 行 政	4,426	4,767	7.7
	地方政府交付金	12,658	13,531	6.9
その他共合計	63,739	69,067	8.4	
財 政 収 支	△ 6,746	△ 4,919	—	

共産圏諸国

◇中国、初の外銀支店認可

中国人民銀行はこのほど、「経済特区外資銀行・中外合資銀行条例」（4月公布、60年6月号「要録」参照）に基づき、香港上海銀行に対し深圳経済特区における支店

開設を正式に認可した（8月20日発表）。同支店は2か月以内に開設される予定。

中華人民共和国の建国以降、同国に新設された外国銀行支店としては、本件が初めて^(注)。

(注) 香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行、華僑銀行、東亜銀行の4行は建国以前から上海に支店を保有。なお、上記条例の適用第1号としては、厦門国際銀行(中国と華僑グループとの合併)が設立されている(60年7月号「要録」参照)。